

照 査 者	設 計 者

令 和 7 年 度

橋梁点検業務（朝日・櫛引・羽黒・藤島庁舎管内）委託設計書

委 託 番 号	R7-002		施 工 年 度	令和 7 年度
委 託 名 称	桥梁点検業務（朝日・櫛引・羽黒・藤島庁舎管内）			
委 託 場 所	鶴岡市管内			
施 工 主		委託概要 桥梁点検・診断 N = 5 8 橋		
設 計 区 分				
路 線 名				
委 託 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
委 託 日 数	日			
部 課 名	土木課			
積 算 担 当				
合 計 額				
委 託 価 格				
消費 税 相 当 額				

委 託 内 訳 書						
工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費						
設計委託業務			1			
直接人件費（設計委託）		式	1			
橋梁点検		式	1			
橋梁点検		式	1			第 1号単価表
直接経費（設計委託）						
機械等経費		式	1			
機械等経費		式	1			
機械等経費	橋梁点検車等	式	1			第 46号単価表
安全費		式	1			
安全費		式	1			
安全費		式	1			第 56号単価表
旅費交通費（設計委託）		式	1			第 4号内訳書

委 託 内 訳 書						
工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費（設計委託）		式	1			
直接原価（設計委託）						
間接原価（設計委託）		式	1			
業務原価（設計委託）						
一般管理費（設計委託）		式	1			
設計委託業務費計						
業務委託価格						
消費税相当額						
業務委託費						

第 1号 直接人件費（設計委託）						1式当たり	内訳書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
橋梁点検		式	1			第 1号明細書	
計							

第 3号		安全費					1式当たり	明細書
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安全費				式	1			第 56号単価表
	計							

鶴岡市建設部土木課

業務委託特記仕様書

橋梁点検業務(朝日・櫛引・羽黒・藤島庁舎管内)

1. 共通仕様書の適用

本業務の実施にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（設計業等共通仕様書、設計業務等共通特記仕様書）」の最新版（以下「共通仕様書」という）によるほか、本特記仕様書にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

3 準拠図書等

本業務は最新版の技術基準及び参考図書に基づくほか、国土交通省、並びに山形県が定める以下の要領等に準拠し、適切に実施しなければならない。

(1) 橋梁定期点検要領

令和6年7月 国土交通省 道路局

(2) 山形県橋梁点検要領

令和7年6月改定 山形県県土整備部（以下、「点検要領」という）

(3) 山形県橋梁長寿命化総合マニュアル

令和5年3月改定 山形県県土整備部（以下、「総合マニュアル」という）

* (2) (3) は以下 URL よりダウンロード可能である。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180035/maintenance/bridge.html>

第1編 共通編

第1章 総則

1-1 業務目的

鶴岡市が管理する橋梁について橋梁点検を実施した結果から部材毎・橋毎の健全性を診断することで、鶴岡市が策定する長寿命化修繕計画更新の基礎資料となる成果をとりまと

めることを目的とする。

1-2 共同設計（点検診断）

入札条件に定めた鶴岡市内に本社を置く市内企業と、橋梁の診断業務に関して充実した技術力を培っている専門領域企業が共同して業務を履行する共同設計（点検診断）方式により実施する。

1-3 管理技術者

本業務は共同設計（点検診断）方式によるため、下記の条件を満たした管理技術者を配置しなければならない。

- (1) 設計共同体の代表者に属する企業の総括点検員であること。

1-4 総括点検（診断）員

設計共同体を構成する構成員は下記の条件を満たした総括点検（診断）員を配置しなければならない。ここでいう総括点検（診断）員は担当業務分野の技術上の管理を行い、実施体制全体を統括するものである。

- (1) 総括点検員（市内企業）

技術士（総合技術監理部門－建設、又は建設部門）、RCCM（いずれかの部門）、土木学会認定上級土木技術者（橋梁、鋼・コンクリート）、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士のいずれかの資格を保有し、かつ過去 5 カ年以内（令和 2 年度～令和 6 年度）に山形県が開催した橋梁点検研修会を 1 回以上受講していること。

- (2) 総括診断員（専門企業）

技術士（総合技術監理部門－建設〔鋼構造及びコンクリート〕又は建設部門〔鋼構造及びコンクリート〕）又は国土交通省登録技術者資格（資格対象とする区分（「施設分野等：橋梁（鋼橋、かつコンクリート橋）」「業務：診断」）に登録のある資格のいずれかを有していること。

1-5 照査技術者

本業務は共同設計（点検診断）方式によるため、下記の条件を満たした照査技術者を配置しなければならない。

- 1-4 (2) 総括診断員に同じ

1-6 点検作業実施体制

点検業務の実施にあたっては、橋梁点検員、点検補助員等を定めて点検実施計画書に記載するものとする。

また、橋梁点検員及び点検補助員は次の要件を満たすものとする。

- (1) 橋梁点検員

総括点検員を補佐し、点検作業班を統括し、安全管理に留意して各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検を実施するものとする。

橋梁点検員は、総括点検員と同等又は国土交通省登録技術者資格（資格対象とする区分（「施設分野等：橋梁（鋼橋またはコンクリート橋）」「業務：点検」）のいずれかの資格を保有し、かつ、過去 5 カ年以内（令和 2 年度～令和 6 年度）に山形県が開催した橋梁点検研修会を 1 回以上受講していること。

なお、橋梁点検員は総括点検員と兼務することができるが、総括診断員とは兼務できないものとする。

(2) 点検補助員

橋梁点検員の指示により、点検作業の補助を行う他、点検車歩廊部の移動操作、点検車運転員及び交通誘導員との連絡及び調整を行う。

点検補助員は、国土交通省登録技術者資格（資格対象とする区分（「施設分野等：橋梁（鋼橋及びコンクリート橋）」「業務：点検」）のいずれかの資格を保有、又は過去 5 カ年以内（令和 2 年度～令和 6 年度）に山形県が開催した橋梁点検研修会を 1 回以上受講していること。

なお、点検補助員はいずれの技術者とも兼務できないものとする。

1-7 打合せ協議

業務着手時、成果品納入時、中間打合せ 1 回（現地踏査完了時）を計画している。なお、中間打合せのほかに 1 回（半日程度）の診断会議を行う。

1-8 貸与資料

調査職員は、受注者の業務の遂行にあたり必要と認められる資料及び帳票等を貸与する。この場合、受注者は善良な注意義務をもってこれを管理保持し、発注者の承諾なく第三者に公表または貸与してはならない。

- ① 既往の橋梁点検業務委託成果品
- ② 鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託成果品
- ③ 橋梁台帳
- ④ 橋梁補修履歴
- ⑤ その他、必要と認められる資料

第 2 編 点検業務

第1章 総 則

1-1 業務概要

点検要領にもとづき全径間近接目視による点検を行い、現橋の損傷状況を把握し、診断作業の前に各橋梁について所見を整理するものである。

1-2 周辺住民への周知

現場作業着手前に作業箇所を示した住宅地図等を添付したお知らせを作成し、点検作業の2週間前に地元の町内会及び想定される当該橋梁（道路）利用者に周知すること。

1-3 安全管理

- (1) 受注者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。
- (2) 橋梁点検車及び高所作業車を使用して道路規制を行う場合の交通誘導員の編成は2名を標準とし、上下線車両停止位置に各1名を配置するものとする。
- (3) 交差点付近の作業で、警察からの指導があった場合は、警察の指示に従って交通誘導員を配置するものとする。
- (4) 跨線橋等においてJR用地への立ち入りによるキ電停止や線路閉鎖等作業が特殊な条件となる場合は、調査職員と協議するものとする。

第2章 点検業務

点検業務の内容は次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。

2-1 準備計画

(1) 準備作業

本業務の実施にあたり、各橋梁の関連資料の収集、現地踏査報告書や損傷図作成のための下図等を整理する。また一般図及び下図を新たに作成する必要がある場合は、既存資料を基に現地との整合を図り図化するものとする。

(2) 現地踏査

- ①点検に先立ち現地踏査を行い、数量表の記載事項を確認するとともに、点検方法の確認や交通状況、橋梁の変状の実態等現地の状況を把握する。
- ②現地踏査終了後、現場状況と業務内容の確認のため、速やかに次の（ア）～（ウ）の事項を記載した書類を作成し、調査職員と協議するものとする。また、正確な点検を行うために、土砂の除去等の清掃や草木の刈り払い等が必要と判断した場合は、調査職員と協議のうえ対応を決定するものとする。

（ア）点検数量表

（イ）各橋梁の現地踏査結果

（ウ）点検を行う上で清掃等が必要な橋梁及び部位

(3) 点検実施計画書作成

現地踏査に基づく協議終了後、速やかに点検実施計画書（任意様式）を作成し、調査職員に提出するとともに、必要に応じて関係機関との協議を行うものとする。なお道路使用許可申請書は点検実施計画書作成に含むものとする。

点検実施計画書には次の（ア）～（キ）の事項を記載しなければならない。

（ア）業務内容

- (イ) 業務手順及び実施方針（点検方法）
- (ウ) 実施体制
- (エ) 作業工程表
- (オ) 安全管理計画（交通規制計画を含む）
- (カ) 点検数量表
- (キ) 緊急時の連絡体制

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

2-2 新技術の検討

本業務の実施にあたり、点検方法について新技術活用の検討を実施し、調査職員と協議を行うこと。

2-3 橋梁点検

点検の実施に際しては、点検要領に従い次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

なお、できるだけ雨天時、雨上がり直後に点検を実施し、路面の排水状況及び桁端部の漏水状況等確認することが望ましい。

(1) 定期点検

①点検作業に際しては、梯子や橋梁点検車を使用するなどして部材に近接のうえ、器械・器具を使用した目視点検を行わなければならない。

※器械・器具とは、テストハンマー、スチールテープ、ノギス、クラックスケール等である。

②橋梁点検車およびリフト車等による点検が困難な場合は、点検方法について調査職員と協議するものとする。

※橋梁点検中に交通に危険を伴うような著しい損傷を発見したときは、速やかに調査職員に報告するものとする。

(2) 損傷の評価

損傷の評価は、「点検要領（頁 32 以降）」（付録－1 定期点検における損傷等級判定基準）に基づき、損傷の進行状況を判定する。

(3) 点検の記録

点検結果は、「点検結果入力シート」に保存された橋梁写真台帳、橋梁一般図、評価表（全体）等を現場に持参し、損傷の評価を記録する。

(4) その他留意事項

①点検調書の作成にあたっては、現地状況などから得られる情報のほか、調査職員が提供する資料（前回までの点検成果等）に基づき調書を作成することとするが、提供された資料に訂正を要する場合は調査職員に報告し、正確な情報に基づき点検調書を作成しなければならない。また診断書の特記事項にその旨を記載する。

②点検の際は次回点検のことも考慮し、写真だけでなく現地において損傷状況を判別

しやすいように、チョーク等により測定位置・クラック幅等を明示する。

③点検時に、うきや剥離が確認された場合、第三者被害予防の観点から叩き落としなど応急的措置を実施しなければならない。

④近接目視では診断を行うための情報が不足すると判断された場合は、詳細調査方法について、協議のうえ設計変更の対象とします。

また、Ⅲ・Ⅳ判定や特殊な構造など、重要な判定に関わる部分は診断員も点検に参加して、評価の誤りや判断のくい違いが無いよう損傷の状態・程度の把握を行うこと。

第3編 診断業務

第1章 総 則

1-1 業務概要

橋梁点検の実施結果から総合マニュアルにもとづき部材毎の健全性について診断書の作成を行うものである。

第2章 橋梁診断

2-1 現状の整理及び分析

発注者が提供する諸元データ、橋梁台帳などを確認するとともに、点検業務や診断者による現地調査から得られた新たな情報を含めて現状分析を行う。なお、3巡目以降の点検結果については、前回点検からの状態変化が分かるように分析を行うものとする。

2-2 性能診断

性能診断及び診断書の作成を行う。

(1) 点検結果にもとづき、橋梁ごとの状態について所見をまとめた「診断書」(点検要領(頁 27、81) 診断書)、「点検表記録様式」(点検要領(頁 28) 別紙 2)を作成する。

なお、点検方法及び診断方法は点検要領及び総合マニュアルによるものとする。

(2) 診断作業は以下の手順により行う。

(ア) 受注者は「診断書」の原案を作成

(イ) 受注者、発注者、橋梁点検員による診断会議を経て診断内容を確定

(ウ) 診断、計画を一覧表化したエクセルファイルを併せて提出(様式は発注者より提供)(イ)で確定した内容に基づき「診断書」を作成

(3) 診断作業に必要な橋梁補修の実施状況・架替計画に関する資料は、発注者よりあらかじめ提供する。

(4) 診断結果及び橋梁諸元の変更について、鶴岡市橋梁マネジメントシステムのデータ更新(CSV 出力データ)を行う。

※近接目視では診断を行うための情報が不足する判断されたときは、詳細調査について積極的に提案を行い、調査職員と協議を行うこと。

※診断結果により応急措置が必要と判断されたときは、応急措置方法について積極的に提案を行い、調査職員と協議を行うこと。

2-3 診断会議

性能診断にあたり開催する診断会議は、下記の内容を目的とする。

(ア) 点検から性能診断までの詳細な内容精査

(イ) 発注者及び受注者間における疑義の確認

第4編 そ の 他

第1章 業務成果

1-1 作成調書

本業務において、作成する調書等は次のとおりである。

- (1) 事業実施状況の確認及び現地踏査報告書（点検要領（頁 60）帳票 1）
- (2) 橋梁写真台帳（点検要領（頁 62）帳票 2）
- (3) 橋梁一般図（点検要領（頁 69）帳票 3）
- (4) 損傷評価表（点検要領（頁 71）帳票 4）
- (5) 損傷写真台帳（点検要領（頁 76）帳票 5）
- (6) 損傷図（点検要領（頁 78）帳票 6）
- (7) 診断書（点検要領（頁 81）
- (8) 点検表記録様式（点検要領（頁 28）別紙 2）
- (9) 鶴岡市橋梁マネジメントシステムデータ
- (10) 全国道路施設点検データベース（X-ROAD） データ更新

《留意事項》

※ (1) ～ (7) については、受注後に配布するエクセルファイル「点検結果入力シート」「診断書」の様式を使用し、「点検要領 付録-2 定期点検結果記入要領」及び調査職員の指示に従い作成することとする。

※ (8) も調査職員より配布するエクセルファイル「点検表記録様式」に従い作成することとする。

※ 鶴岡市橋梁マネジメントシステムの更新は受注後に CSV 出力データ提供をする。

※ 提出する際のフォルダ構成やファイル名等については調査職員の指示に従うこととする。

1-2 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務委託とし、以下の業務成果品を対象とする。なお、提出にあたっては「山形県電子納品取扱要領」に基づくものとし、下記の成果品を提出するものと

する。また、成果品は Microsoft Office2007 以降のバージョンで操作可能な形式で保存しなければならない。

- (1) 報告書概要版・・・2 部
- (2) 報 告 書・・・全橋梁 1 部（電子成果品 2 部）
- (3) 鶴岡市橋梁マネジメントシステム更新データ（CSV）・・・電子成果品 1 部

1-3 成果品の形式

報告書の様式および形態の詳細は、次のとおりとする。

- (1) A4 製本で提出する成果品

製本は、A4 チューブファイルを用い、橋梁ごとに中仕切りを入れたうえで橋梁名のインデックスをつけるものとする。

- (2) 電子データ

電子データを提出する際のフォルダ分け及びファイル規則等は以下のとおりとする。

【01_点検結果フォルダ】

- ①「点検結果入力シート」の電子データに関するファイル名は以下を基本とする。

“橋梁コード（12 桁）_橋梁名_点検年（西暦）_点検回数（〇巡目・2 桁）

＊橋梁名以外は必ず半角とする

（例） 6310000〇〇〇〇〇_〇〇橋_20〇〇_02.pdf(.xlsx)

- ②「点検結果入力シート」に使用する損傷図は CAD により作成し、CAD データ及び画像データ（jpg、tiff など）も併せて提出するものとする。ただし、前回点検の損傷図が CAD で作成されていないなど、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。

なお、jpg(tiff)や CAD データを提出するファイル名は①と同様とし、同じファイル形式が複数ある場合は、最後に枝番を付けることとする。

＊ 6310000〇〇〇〇〇_〇〇橋_20〇〇_02_01.jpg(.tiff、.sfc)

＊ 6310000〇〇〇〇〇_〇〇橋_20〇〇_02_02.jpg(.tiff、.sfc)

また、同一橋梁で同一形式のファイルについては、1 つのフォルダにまとめて保存することとし、②のファイル名と同様にフォルダ名を定めることとする。

＊橋梁名以外は必ず半角とすること

（例） 6310000〇〇〇〇〇_〇〇橋_20〇〇_02

【02_診断書】

「診断書」の電子データに関するファイル名は以下を基本とする。

“橋梁コード（12 桁）_橋梁名_点検年（西暦）_点検回数（〇巡目・2 桁）”

＊橋梁名以外は必ず半角とすること。

（例） 6310000〇〇〇〇〇_〇〇橋_20〇〇_02.pdf(.xlsx)

【03_（別紙 2）点検表記録様式】

「点検表記録様式」は診断結果を取りまとめた後、国に対して提出しなければならないことから、「定期点検結果の提供について（依頼）」（平成 26 年 12 月 9 日付事務連絡）に従い、ファイル名、シート名を決定すること。

ファイル名およびシート名の命名規則は上記の事務連絡より以下を基本とする。

《ファイル名の命名規則》

- ・1 施設で 1 つの「点検表記録様式」とする。
 - ・1 つの「点検表記録様式」は最大 20 シートまでとする。
 - ・ファイル名は、” 路線名_施設名”
 - ＊ 橋梁名以外は必ず半角とすること。路線名の頭に「市道」は不要
- （例） 神楽橋十三軒町線_神楽橋(.xlsx)

《シートの命名規則》

- ・「点検表記録様式」には「様式 1（その 1）」及び「様式 2（その 2）」でシートが分かれているため、” 道路橋様式番号ページ番号” のようにシート名を定める。
- （例）道路橋様式 1P001

1-4 その他

受注者は、本仕様に定めのない事項、仕様書等に定める業務の実施に当って必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と協議して定めるものとする。

ファイル名、フォルダ名の基本ルール

ファイル名、フォルダ名の基本ルール	
 H27_05最上_〇〇測量  01_点検結果フォルダ  11_excel  12_pdf  13_橋梁一般図  CAD  312110000_堀内橋_2015_02  jpe+tif  312110000_堀内橋_2015_02  14_損傷図  CAD  312110000_堀内橋_2015_02  jpe+tif  312110000_堀内橋_2015_02  15_橋梁写真  312110000_堀内橋_2015_02  不使用写真  報告書使用写真  16_損傷写真  312110000_堀内橋_2015_02  02_診断書  03_(別紙2)点検表記録様式	01_点検結果フォルダ 『点検結果入力シート』のエクセルファイルを『11_excel』フォルダに、PDFファイルを『12_pdf』フォルダに保存する。 そのほか、作成した橋梁一般図、損傷図、写真等はフォルダ別にそれぞれの電子データを保存する。 その下位にCAD、画像、写真をフォルダ分けし、さらにその下位に橋梁ごとにフォルダを作成し整理する。 また、写真については報告書に使用しなかった写真も保存する。 <ファイル名> 橋梁コード(9桁)_橋梁名_点検年(西暦)_点検回数(〇回目-2桁) 02_診断書 『診断書』のエクセルファイルを保存する。 <ファイル名> 橋梁コード(9桁)_橋梁名_点検年(西暦)_点検回数(〇回目-2桁) 03_(別紙2)点検表記録様式 『(別紙2)点検表記録様式』のエクセルファイルを保存する。 <ファイル名> 路線名_施設名

現場説明事項書

橋梁点検業務（朝日・櫛引・羽黒・藤島庁舎管内）

本現場説明事項は、現場説明参加業者の迅速な見積りに対しての一資料であり、請負契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

1. 旅費交通費の算定

旅費交通費については、宿泊、滞在を伴わない業務として計上しています。なお、契約後、山形県県土整備部制定 設計業務等標準積算基準書（参考資料）による積算上の基地の考え方にに基づき、協議のうえ設計変更の対象とします。

2. 点検方法及び機械経費

点検に要する機械として、橋梁点検車（BT200）を予定しています。現地踏査を行った結果、特殊条件対応の点検車・高所作業車等が必要と判断された場合、あるいは、新技術（点検支援技術）等の活用を検討し有利と判断された場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。

3. 安全費

点検車等を使用して道路規制を行う場合の交通誘導員の編成は 2 名を標準としていますが、交通状況等により変更が必要と判断された場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。

4. 緊急対応

診断結果により応急対応が必要と判断された場合は、応急対応方法について、協議のうえ設計変更の対象とします。

5 点検調書及び点検要領

点検調書及び点検要領に変更が生じた場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。

見 積 参 考 資 料

業 務 委 託 名 橋梁点検業務(朝日・櫛引・羽黒・藤島庁舎管内)

- 1) この「見積参考資料」は、対象設計委託業務の現場条件等を考慮し標準的な設計内容等を参考に示した資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
- 2) この「見積参考資料」の有効期間は、この委託の入札日までとする。
- 3) 原則として、各種補正や単価等の金額に関する質問には回答できません。

鶴岡市建設部土木課

第 1号		橋梁点検					1式当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備				式	1			第 2号単価表
定期点検		特定の溝橋等		式	1			第 6号単価表
定期点検		特定の溝橋等以外		式	1			第 9号単価表
報告書作成				式	1			第 24号単価表
打合せ協議				式	1			第 41号単価表
	計							

[illegible]

第 3号		計画準備						10橋当たり	単価表
		橋長：2以上30m以下							
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師				人	2.3				
技師（A）				人	1.4				
技師（B）				人	2.7				
技師（C）				人	3.8				
技術員				人	2.4				
計									
1 橋当たり									

第 4号		計画準備					10橋当たり	単価表
橋長：30を超え50m以下								
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	2.7			
技師（A）				人	1.6			
技師（B）				人	3.7			
技師（C）				人	5.1			
技術員				人	3			
計								
1 橋当たり								

第 5号		計画準備					10橋当たり	単価表
橋長：50を超え100m以下								
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	3.2			
技師(A)				人	1.9			
技師(B)				人	4.4			
技師(C)				人	6.1			
技術員				人	3.6			
計								
1 橋当たり								

[illegible]

第 9号		1式当たり					単価表
定期点検 特定の溝橋等以外							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：2以上5m以下, 幅員：b≤8m	橋	1			第 10号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：5を超え10m以下, 幅員：b≤8m	橋	21			第 11号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：5を超え10m以下, 幅員：8<b≤12m	橋	1			第 12号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：5を超え10m以下, 幅員：12<b≤20m	橋	1			第 13号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：10を超え15m以下, 幅員：b≤8m	橋	6			第 14号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：10を超え15m以下, 幅員：8<b≤12m	橋	1			第 15号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：15を超え20m以下, 幅員：b≤8m	橋	4			第 16号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：20を超え30m以下, 幅員：b≤8m	橋	5			第 17号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：20を超え30m以下, 幅員：12<b≤20m	橋	1			第 18号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=1	橋	1			第 19号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=2	橋	8			第 20号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=3	橋	2			第 21号単価表	
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=5	橋	1			第 22号単価表	

第 9号		定期点検 特定の溝橋等以外					1式当たり	単価表
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
定期点検 特定の溝橋等以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=8	橋	1			第 23号単価表		
計								

[illegible]

[illegible]

第 15号

10橋当たり

单価表

定期点検 特定の溝橋等以外

橋長：10を超え15m以下，幅員： $8 < b \leq 12\text{m}$

[illegible]

[illegible]

第 17号

10橋当たり

単価表

定期点検 特定の溝橋等以外

橋長：20を超え30m以下, 幅員： $b \leq 8m$

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)		人	5.2			
技師(C)		人	5.3			
技術員		人	5.4			
計						
1 橋当たり						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第 24号				報告書作成		1式当たり	単価表	
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)	橋長：2以上5m以下		橋	1			第 25号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)	橋長：5m超える		橋	3			第 26号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：2以上5m以下, 幅員：b≤8m		橋	1			第 27号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：5を超え10m以下, 幅員：b≤8m		橋	21			第 28号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：5を超え10m以下, 幅員：8<b≤12m		橋	1			第 29号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：5を超え10m以下, 幅員：12<b≤20m		橋	1			第 30号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：10を超え15m以下, 幅員：b≤8m		橋	6			第 31号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：10を超え15m以下, 幅員：8<b≤12m		橋	1			第 32号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：15を超え20m以下, 幅員：b≤8m		橋	4			第 33号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：20を超え30m以下, 幅員：b≤8m		橋	5			第 34号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：20を超え30m以下, 幅員：12<b≤20m		橋	1			第 35号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=1		橋	1			第 36号単価表
報告書作成	溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≤8m, N=2		橋	8			第 37号単価表

第 24号		報告書作成					1式当たり	単価表
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=3	橋	2			第 38号単価表		
報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=5	橋	1			第 39号単価表		
報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外	橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=8	橋	1			第 40号単価表		
計								

第 25号		報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)					10橋当たり	単価表
		橋長：2以上5m以下						
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	0.4			
技師(A)				人	0.4			
技師(B)				人	0.9			
技師(C)				人	0.9			
技術員				人	1.3			
計								
1 橋当たり								

第 26号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)

橋長：5m超える

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.4			
技師(A)		人	0.4			
技師(B)		人	0.9			
技師(C)		人	0.9			
技術員		人	1.3			
計						
1 橋当たり						

第 27号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外
橋長：2以上5m以下, 幅員：b≤8m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.5			
技師(A)		人	0.5			
技師(B)		人	1			
技師(C)		人	2			
技術員		人	2			
計						
1 橋当たり						

第 28号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外
橋長：5を超え10m以下, 幅員：b≤8m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.6			
技師(A)		人	0.6			
技師(B)		人	1.2			
技師(C)		人	2.4			
技術員		人	2.4			
計						
1 橋当たり						

第 29号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外
橋長：5を超え10m以下, 幅員：8<b≤12m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.78			
技師(A)		人	0.78			
技師(B)		人	1.56			
技師(C)		人	3.12			
技術員		人	3.12			
計						
1 橋当たり						

第 30号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外

橋長：5を超え10m以下, 幅員：12<b≤20m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.96			
技師(A)		人	0.96			
技師(B)		人	1.92			
技師(C)		人	3.84			
技術員		人	3.84			
計						
1 橋当たり						

第 31号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外
橋長：10を超え15m以下, 幅員：b≦8m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.7			
技師(A)		人	0.7			
技師(B)		人	1.4			
技師(C)		人	2.9			
技術員		人	2.9			
計						
1 橋当たり						

第 32号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外

橋長：10を超え15m以下, 幅員：8<b≤12m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.91			
技師(A)		人	0.91			
技師(B)		人	1.82			
技師(C)		人	3.77			
技術員		人	3.77			
計						
1 橋当たり						

第 33号		報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外 橋長：15を超え20m以下, 幅員：b≦8m					10橋当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	0.8			
技師(A)				人	0.8			
技師(B)				人	1.7			
技師(C)				人	3.5			
技術員				人	3.5			
計								
1 橋当たり								

第 34号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外
橋長：20を超え30m以下, 幅員：b≦8m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	1			
技師(A)		人	1			
技師(B)		人	2			
技師(C)		人	4.2			
技術員		人	4.2			
計						
1 橋当たり						

第 35号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外

橋長：20を超え30m以下, 幅員：12<b≤20m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	1.6			
技師(A)		人	1.6			
技師(B)		人	3.2			
技師(C)		人	6.72			
技術員		人	6.72			
計						
1 橋当たり						

第 36号		報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外 橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=1					10橋当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	1.2			
技師(A)				人	1.2			
技師(B)				人	2.4			
技師(C)				人	5			
技術員				人	5			
計								
1 橋当たり								

第 37号

10橋当たり

単価表

報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外
橋長：30mを超える, 幅員： $b \leq 8m$, $N=2$

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	1.8			
技師(A)		人	1.8			
技師(B)		人	3.6			
技師(C)		人	7.5			
技術員		人	7.5			
計						
1 橋当たり						

第 38号		報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外 橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=3					10橋当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	2.4			
技師(A)				人	2.4			
技師(B)				人	4.8			
技師(C)				人	10			
技術員				人	10			
計								
1 橋当たり								

第 39号		報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外 橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=5					10橋当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	3.6			
技師(A)				人	3.6			
技師(B)				人	7.2			
技師(C)				人	15			
技術員				人	15			
計								
1 橋当たり								

第 40号		報告書作成 溝橋(ボックスカルバート)以外 橋長：30mを超える, 幅員：b≦8m, N=8					10橋当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師				人	5.4			
技師(A)				人	5.4			
技師(B)				人	10.8			
技師(C)				人	22.5			
技術員				人	22.5			
計								
1 橋当たり								

第 41号				打合せ協議				1式当たり		単価表	
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
打合せ協議		業務着手時		業務	1			第 42号単価表			
打合せ協議		中間打合せ		回	1			第 43号単価表			
打合せ協議		診断会議時		業務	1			第 44号単価表			
打合せ協議		成果品納品時		業務	1			第 45号単価表			
計											

第 42号

1業務当たり

単価表

打合せ協議
業務着手時

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.5			
技師(B)		人	0.5			
計						

第 43号

1回当たり

単価表

打合せ協議

中間打合せ

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)		人	0.5			
技師(C)		人	0.5			
計						

第 44号

1業務当たり

单価表

打合せ協議
診断会議時

[illegible]

第 45号

1業務当たり

単価表

打合せ協議

成果品納品時

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人	0.5			
技師(B)		人	0.5			
計						

第 46号		機械等経費					1式当たり	単価表
		橋梁点検車等						
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：2以上20m以下	橋	14				第 47号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：2以上20m以下	橋	1				第 48号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：20を超え30m以下	橋	5				第 49号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：20を超え30m以下	橋	1				第 50号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：30mを超える N=1	橋	1				第 51号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：30mを超える, N=2	橋	8				第 52号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：30mを超える, N=3	橋	2				第 53号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：30mを超える, N=5	橋	1				第 54号単価表	
橋梁点検車作業費(賃貸)	橋長：30mを超える, N=8	橋	1				第 55号単価表	
計								

第 47号

橋梁点検車作業費(賃貸)

橋長：2以上20m以下

10橋当たり

单価表

[illegible]

第 48号

10橋当たり

单価表

橋梁点検車作業費(賃貸)

橋長：2以上20m以下

[illegible]

第 49号

10橋当たり

単価表

橋梁点検車作業費(賃貸)

橋長：20を超え30m以下

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁点検車賃料	BT-200, 長期割引前	日	4.4			
計						
1 橋当たり						

第 50号

10橋当たり

单価表

橋梁点検車作業費(賃貸)

橋長：20を超え30m以下

[illegible]

第 51号

10橋当たり

单価表

橋梁点検車作業費(賃貸)

橋長：30mを超える N=1

[illegible]

第 53号

10橋当たり

单価表

橋梁点検車作業費(賃貸)

橋長：30mを超える, N=3

[illegible]

第 56号		安全費					1式当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：2以上20m以下		橋	14			第 57号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：2以上20m以下		橋	1			第 58号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：20を超え30m以下		橋	5			第 59号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：20を超え30m以下		橋	1			第 60号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：30mを超える、N=1		橋	1			第 61号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：30mを超える、N=2		橋	8			第 62号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：30mを超える、N=3		橋	2			第 63号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：30mを超える、N=5		橋	1			第 64号単価表
安全費 橋梁点検車を使用		交通整理員B、橋長：30mを超える、N=8		橋	1			第 65号単価表
計								

第 57号

10橋当たり

单価表

安全費 橋梁点検車を使用

交通整理員B、橋長：2以上20m以下

[illegible]

第 58号

10橋当たり

单価表

安全費 橋梁点検車を使用

交通整理員B、橋長：2以上20m以下

[illegible]

第 59号

10橋当たり

単価表

安全費 橋梁点検車を使用

交通整理員B、橋長：20を超え30m以下

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人	15			
計						
1 橋当たり						

第 60号

10橋当たり

単価表

安全費 橋梁点検車を使用

交通整理員B、橋長：20を超え30m以下

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人	24			
計						
1 橋当たり						

第 62号

10橋当たり

单価表

安全費 橋梁点検車を使用

交通整理員B、橋長：30mを超える、N=2

[illegible]

[illegible]

[illegible]